

危険物施設等の事故事例と自主保安対策に関する情報

事例2 セルフスタンドにおいて顧客の給油作業等の監視を怠ったもの

概要

平成29年5月上旬、東京消防庁管外のセルフスタンドにおいて、制御卓のタッチパネル式給油許可スイッチを自動で押下する装置を用い、監視行為を怠っていた事例がテレビ、新聞等で報道されました。

教訓等

制御卓又は制御装置を自動で操作し（制御卓又は制御装置を改造する等により自動で給油等を許可する状態を含む。）、顧客に給油作業等を行わせた場合は、消防法第10条第3項の違反となるほか、顧客の給油作業等の安全確認を怠ったことに起因して火災や危険物の流出事故を発生させるおそれがあります。

消防法第10条第3項

製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令※で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

※ 政令・・・危険物の規制に関する政令

セルフスタンドでは、ガソリン等の危険物の火災危険性について、十分に認識していない顧客が給油する場合もあり、顧客の安全確保には、セルフスタンド関係者による顧客の給油作業等の適切な監視が必要です。

つきましては、以下のことについて、引き続きご留意いただくようお願いします。

- ・ セルフスタンドの危険物取扱者は、顧客に適切な給油方法を指導するとともに、顧客の給油等を適切に監視し、制御し、必要な指示をしましょう。
- ・ 不適切な給油行為により給油中のガソリンがあふれる事故が発生しています。顧客に対してこれらの事故事例を引用しながら注意喚起しましょう。
- ・ ノズルの導通や静電気除去シートの機能を確認し、人体等に静電気が帯電しにくい環境をつくりましょう。
- ・ 震災時等の緊急措置対応及び事故発生時の応急措置対応について、教育・訓練をしましょう。

